

学校法人名城大学 女性活躍推進法に基づく行動計画

【基本方針】

学校法人名城大学では、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮でき、安心して働き続けられる環境作りを目指しております。

このことを前提として、女性活躍推進法に基づき、女性教職員がその能力を最大限発揮し、より活躍できる職場環境を構築していくために、次のとおり行動計画を策定する。

1. 行動計画期間等

令和4年4月1日から令和8年3月31日の4年間とする。

2. 行動計画の目標及び内容

【目標1】業務グループにおいて中心的役割を担う女性職員を増やし、女性管理職比率20%を目指す

〈対策〉

- 管理職候補者を対象とした研修を7月と10月に実施する。
- 若手女性職員を対象としたキャリアプラン研修を行い、キャリア形成に対する意識向上を促進する。

【目標2】男女とも育児等に伴う勤務時間免除や短時間勤務の取得が増えるよう研修を2回以上実施する

〈対策〉

- 育児休業・産後パパ育休に関する研修を実施する。
- 産後パパ育休の創設および育児休業の分割取得の整備をする。

以上